

災害時における帰宅困難者の
受入れ等の協力に関する協定

伊賀市

株式会社伊賀

ヒルホテル サンピア伊賀

災害時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定書

伊賀市（以下「甲」という。）と株式会社伊賀（以下「乙」という。）とは、地震や台風、洪水その他の自然災害が発生し、または発生する恐れがある場合、もしくは緊急事態が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等に起因して、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者とは、災害等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- 二 一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- 三 施設管理者とは、一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、一時滞在施設として提供することに同意する。

（協力内容）

第4条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部または一部について、協力を要請することができる。

- 一 帰宅困難者に対し、前条の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- 二 帰宅困難者に対し、乙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- 三 トイレ、入浴施設等の衛生設備を提供すること。
- 四 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- 五 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- 六 その他乙が帰宅困難者受入れ等に関して協力できる事項。

（開設の要請）

第5条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

- 2 甲は、乙に対する要請について、災害の状況及び協力を要請する事由、現場責任者及びその他必要事項等を記載した協力要請書（別記様式1）を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から協力要請書（別記様式1）の提出があった場合には、施設内の安全点検を実施し、帰宅困難者の受入れの可否等について、帰宅困難者一時受入れ回答書（別記様式2）により回答するものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要するときは、口頭により乙に要請を行うことができる。ただし、後日速やかに協力要請書（別記様式1）を提出するものとする。
- 5 第1項の要請に基づく受入期間は、原則3日以内とする。

（施設の運営）

第6条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

（受入れの解除）

第7条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- 一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
 - 二 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等のより、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合
 - 三 乙の施設管理者が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全を管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
 - 四 その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設として閉鎖する必要があると認めた場合
- 2 甲は、前項の規定による帰宅困難者の受入れが終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し、帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を考慮するものとし、適切な場所への移動を指示しなければならない。

（費用負担）

第8条 乙は第5条第1項の要請に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第9条 乙が第5条第1項の受諾をした場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定める

ものとする。ただし、災害により生じた損害については、この限りではない。

- 2 乙が第4条各号の協力を行うときに、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害補償)

第10条 第4条各号に掲げる業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病、又は障がいの状態となった者又はその遺族に対する損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令によるものとする。

(災害時の情報共有)

第11条 甲及び乙は第5条第5項に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は第4条第1項各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を甲以外の者に漏らしてはならない。また、要請期間が満了した場合も同様とする。

(平常時からの備え)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から災害への備えに万全を期すとともに、甲が行う防災訓練等に協力する。

- 2 甲及び乙は、この協定に関わる災害時緊急連絡先（別記様式3）を取り交わすこととする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれから何らかの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

三重県伊賀市四十九町3184
甲 伊賀市
伊賀市長

三重県伊賀市西明寺2756-104
乙 株式会社伊賀
ヒルホテル サンピア伊賀

※別記様式 1

年 月 日

協 力 要 請 書

災害発生時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定書第 5 条第 1 項に基づく協力要請をいたします。

様

伊賀市長

1. 災害の状況及び協力を要請する事由

--

2. 現場責任者

職・氏名	電話番号・F A X

3. その他必要事項等

※別記様式 2

伊賀市長 様

株式会社伊賀

帰宅困難者一時受入れ回答書

災害発生時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定書第 5 条第 2 項に基づく帰宅困難者の受入れ等について、次のとおり回答します。

(※該当するものに☑)

☐ 受入れ可能	☐ 受入れ不可能
(1) 受入れ可能人数 (概数)	受入れが困難な事由
(2) 受入れ可能な場所 ☐ 客室 ☐ 会議室 ☐ レストラン ☐ その他 ()	☐ 施設の被災 ☐ 宿泊施設等の容量 ☐ その他
(3) 協力可能な内容 ☐ 水道使用 ☐ トイレ使用 ☐ 食料 ☐ 毛布 ☐ その他 ()	
(4) 協力可能な期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	

現場責任者

職・氏名	電話番号・F A X

その他必要事項等

※別記様式 3

年度 災害時緊急連絡先

年 月 日現在

【協定名】 災害時における帰宅困難者の受入れ等の協力に関する協定

協定先：

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
ご担当者		ご担当者	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	
代表者様の職・氏名			
ご担当者の部署・職・氏名			
備 考			

伊賀市

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署	観光振興課（商工観光班）	担当部署	観光振興課（商工観光班）
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	

※夜間及び休日の場合は警備員又は日直が対応後担当部署へ連絡